

歴史とロマンの里



広報

# たらぎ

おおきいイチゴ、たくさんとれたよ

2015

6

No. 557



## Attractive rediscovery of Taragi ～多良木の魅力再発見～ vol.11

# 県指定重要文化財 王宮神社

黒肥地神宮ともよばれる王宮神社は「神日本磐余彦尊（かむやまといわれひこのみこと）」「玉依姫命（たまよりひめのみこと）」「健甕龍命（たけいわたつのみこと）」「比咩明神（ひめみょうじん）」を祭神としています。

807年の創建とされ、1261年に相良頼氏によって宝殿が作られたように多良木相良家が代々にわたり手厚い保護をしてきた氏神でした。

同神社の楼門は多良木相良7代目の相良頼久によって再建され、寄棟造りの茅葺の楼門で、屋根は明治40年に改修されています。青井阿蘇神社の楼門より200年ほど古い建築で、室町時代の茅葺楼門の様子を今に伝えています。

また、楼門両脇には1705年に作られたユニークな顔立ちの仁王像が置かれています。

(本文＝多良木町教育振興課発行「歴史回廊たらぎ」より抜粋)



王宮神社楼門の仁王像（阿）



王宮神社楼門の仁王像（咩）

## 今月の表紙

昨年から取材をしている子どもたちのイチゴ収穫体験。ことしも楽しみに取材に向かいました。この時期のハウスの中は暑く、少し動いただけで汗がでますが、子どもたちは汗だくになりながらも気にすることなく夢中で収穫していました。



## 6月号目次

- 3 多良木町議会  
議長に村山氏副議長に林田氏
- 4-5 Taragi Town Topics  
川辺武富氏に旭日単光章／合併60周年記念ラジオ公開収録／イチゴの収穫体験 ほか
- 6 区長自治会長に尾方氏
- 7 第65回 郡民体育祭日程
- 8 浄化槽・増改築工事費用の一部助成のおしらせ
- 9 中山間地等直接支払制度実施状況の公表
- 10 軽自動車税の税率変更のおしらせ
- 11 振り込め詐欺にご注意！
- 12 保健センターだより  
「食育」ってなに？
- 13 国民年金インフォメーション
- 14 教育委員会だより  
多良木町就学援助費について ほか
- 15 集落支援員活動報告 vol.14
- 16 男女共同参画実現にむけて
- 17 7月の暮らしカレンダー／7月の在宅医・当番薬局／まちらから出たゴミの量／町長交際費
- 18-21 Infomation  
おしらせ／各課直通電話番号／交通事故発生状況／人のうごき
- 22 社協だより  
いきいきサロンの情報交換会／善意の灯 ほか

# 議長に村山昇氏 副議長に林田俊策氏



村山 昇 議長



林田俊策 副議長

任期満了に伴う多良木町議会議員選挙が、4月26日に執行され、12人が当選されました。

5月11日には王宮神社で神事が行われた後、初の議会が開催され、議長に村山昇氏、副議長に林田俊策氏が選ばれました。

引き続き、各委員会の選任、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員、人吉球磨広域行政組合議会議員などの選出などがありました。

なお、各委員会委員の構成は下表のとおりです。

## 委員会構成一覧表（議席順）

| 委員会名          | 委員長   | 副委員長  | 委員    |       |       |       |  |  |  |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 総務産業常任委員会     | 吉瀬浩一郎 | 魚住 憲一 | 山中 馨  | 源嶋たまみ | 宇佐 信行 | 豊永 好人 |  |  |  |
| 厚生環境文教常任委員会   | 中村 正徳 | 高橋 裕子 | 村山 昇  | 林田 俊策 | 瀬崎 哲弘 | 久保田武治 |  |  |  |
| 議会運営委員会       | 中村 正徳 | 吉瀬浩一郎 | 瀬崎 哲弘 | 魚住 憲一 | 高橋 裕子 | 源嶋たまみ |  |  |  |
| 議会広報調査対策特別委員会 | 山中 馨  | 高橋 裕子 | 林田 俊策 | 久保田武治 | 宇佐 信行 | 豊永 好人 |  |  |  |

## 一部事務組合議会等一覧表（議席順）

| 所属一部事務組合議会等名    | 議員名   |       |       |       |       |  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 球磨郡公立多良木病院企業団議会 | 瀬崎 哲弘 | 吉瀬浩一郎 | 魚住 憲一 | 久保田武治 | 豊永 好人 |  |
| 人吉球磨広域行政組合議会    | 中村 正徳 | 高橋 裕子 | 源嶋たまみ |       |       |  |
| 上球磨消防組合議会       | 山中 馨  | 宇佐 信行 |       |       |       |  |
| 川辺川土地改良事業連絡協議会  | 山中 馨  |       |       |       |       |  |
| 監査委員            | 林田 俊策 |       |       |       |       |  |



## 第2回新緑の九州名草展

5月15日から17日までの3日間、多良木町民体育館において「新緑の九州名草展」が開催されました。

今回で2回目となるこの展示会はいよいよスポーツクラブならではの招致したイベントで、会場には、シダ類や野草、盆栽などが展示されていました。

そのほか、同クラブによるフラワーアレンジメントの展示、販売も行われており、新緑の季節にぴったりの展示会となりました。



## 川辺武富氏が叙勲を受章

4月1日に、地方自治の育成発展に貢献した功績が認められ、川辺武富氏が旭日単光章を受章されました。

川辺氏は、昭和50年から昭和62年までの3期12年を多良木町議会議員として、農業生産体制の基礎づくりなどに尽力されました。

また、人吉球磨広域事業組合議員や多良木町農業委員会委員なども歴任され、その功績は多良木町の産業の振興、福祉の向上に多大な貢献をしていただきました。

今回の受章、誠にめでとございます。



打ち競演



## 合併60周年記念 NHK ラジオ公開収録

5月10日に、多良木町合併60周年を記念してNHKラジオ「真打ち競演」の公開収録が、NHK熊本放送局と多良木町の主催で多良木町民体育館で行われました。

当日は、開場する2時間以上前から人が並びはじめ、町内外や県外からおよそ500人が観覧に訪れました。

青空球児・好児さんによる漫才や柳家さん喬さんの落語など6組が出演され、会場は大きな笑いにつつまれました。





## 園児たちがイチゴの収穫体験

5月19日と21日に町立第1保育所、第3保育所の園児たちがイチゴの収穫体験を行いました。那須重実さん（久米4区）のハウスで赤く実ったイチゴを、子どもたちが上手に収穫をしながらも、摘みたてのイチゴを口にほお張ると「あまいね。おいしいね」と2つ3つとおいしそうに食べていました。

なかには、自分の背丈よりも高いところにある大きなイチゴを収穫しようと一生懸命背伸びをしながら収穫しようとする姿も見られました。



## 阿久根市消防団と意見交換

5月16日に鹿児島県阿久根市消防団と多良木町消防団との意見交換会が多良木町役場で行われました。

阿久根市とは、簡易宿泊施設ブルートレインの設置をきっかけに交流が始まり、県外への災害時応援協定も締結しています。

意見交換会では、全国的に珍しい4カ町村で組織する上球磨消防団連合会の活動内容や、年々減少している消防団員について、新入団員を確保するために進んでいる対策などの意見交換が行われました。



## 行政座談会を町内4カ所で開催

6月3日から7日にかけて、町内4カ所において行政座談会を開催しました。

町からの、まち・ひと・しごと創生などの事業説明を行ったあと、参加された住民から文化財を活用した事業や鳥獣被害への対策など様々な意見が交わされました。

今回の行政座談会で出された要望などについては、役場全体で情報を共有し、これからの町政に反映させ、スピード感を持って対応していきます。



## 消防団新入団者の教育訓練

5月31日に上球磨消防署で、消防団新入団者を対象とした教育訓練が行われました。

これは、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町で組織する上球磨消防団連合会が主催した訓練で、回れ右などの基本動作や敬礼などの規律訓練と救命処置訓練、火災を想定したホース展張やAEDの取り扱いなどの訓練が行われました。

訓練に参加した新入団員は「ホースをまっすぐ伸ばすのがむずかしい。火災のときに少しでも役に立てるようにになりたい」と話していました。

# 区長自治会長に尾方慎二さんが就任

5月9日、多良木町区長自治会の平成26年度総会が、交流館石倉において開催され、新しい自治会会長に尾方慎二さんが就任されました。

また、多年にわたり本町と集落の発展に寄与され、3月31日をもって退職された各区長の皆さまへ表彰状および感謝状が贈呈されました。長い間、大変お世話になりました。

なお、区長自治会の役員は下表のとおりです。よろしくお願ひします。

## 表彰状を受けられた

### 元区長（敬称略）

- 恒松文男（多6の2）
- 豊永一義（久8）
- 濱本純夫（多5の2）
- 三宅昭市（多9の1）
- 横瀬清正（久4）
- 西武次郎（多1の2）
- 竹脇七郎（多2の2）
- 那須一美（多3の1）
- 湯上 深（多3の2）
- 藤原盛臣（多4の2）
- 平川秀孝（多7の2）
- 尾方隆博（多11の1）
- 中尾輝國（久7）
- 落合寛光（久10）
- 黒木峰幸（久12）
- 吉岡聖三（黒2）
- 瀬河和博（黒6）
- 椎葉 巖（黒7）
- 吉村征也（黒8）

## 感謝状を受けられた

### 元区長（敬称略）

- 愛甲文範（多1の1）
- 竹ノ下勲（多2の1）
- 川原睦生（多4の1）
- 押川光男（多10の1）
- 高田福次（久1）
- 齊藤哲男（久2）
- 平田國明（久6）
- 落合龍見（久11）
- 米原三良（黒東4）
- 平川健一（黒5）
- 宮鹿野保幸（黒東9）
- 吉村 守（黒西9）
- 野田康雄（黒10）



尾方区長自治会長

| 多良木地区 |       | 久米地区 |       | 黒肥地地区 |       |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 行政区   | 区長名   | 行政区  | 区長名   | 行政区   | 区長名   |
| 1区の1  | 橋永 茂利 | 1区   | 松下 忠利 | 1区    | 池田 三也 |
| 1区の2  | 山下 惇  | 2区   | 黒木 修馬 | 2区    | 永井 明  |
| 2区の1  | 東 朝生  | 3区   | 尾方敬次郎 | 3区    | 尾方 慎二 |
| 2区の2  | 下村 良孝 | 4区   | 森川 幸徳 | 東4区   | 那須 敏馬 |
| 3区の1  | 平田 久富 | 5区   | 井上 義徳 | 西4区   | 猿渡 忠文 |
| 3区の2  | 那須 利寛 | 6区   | 大森 重臣 | 5区    | 平野 勇一 |
| 4区の1  | 関本 典伸 | 7区   | 佐無田 勇 | 6区    | 椎葉 鉄己 |
| 4区の2  | 尾方 弘二 | 8区   | 中村 徳臣 | 7区    | 西山 晴男 |
| 5区の1  | 梅木 博光 | 9区   | 永石 國治 | 8区    | 新堀 文夫 |
| 5区の2  | 村田 清治 | 10区  | 甲斐 幸保 | 東9区   | 中野 繁盛 |
| 6区の1  | 満谷 恭享 | 11区  | 隅川 勝美 | 西9区   | 谷口 照幸 |
| 6区の2  | 成合 勝博 | 12区  | 山口 和幸 | 10区   | 野田 和男 |
| 6区の3  | 長田 勝幸 |      |       |       |       |
| 7区の1  | 下内 進  |      |       |       |       |
| 7区の2  | 松尾聖志郎 |      |       |       |       |
| 8区の1  | 田山 久臣 |      |       |       |       |
| 8区の2  | 愛瀬 寿英 |      |       |       |       |
| 9区の1  | 新堀 英則 |      |       |       |       |
| 9区の2  | 林田 忠  |      |       |       |       |
| 10区の1 | 土岐 和夫 |      |       |       |       |
| 10区の2 | 善 敏之  |      |       |       |       |
| 11区の1 | 岩崎 止夫 |      |       |       |       |
| 11区の2 | 濱田 一徳 |      |       |       |       |

## 区長自治会新役員名簿

| 役職名  | 氏名（敬称略） |
|------|---------|
| 会長   | 尾方 慎二   |
| 副会長  | 長田 勝幸   |
| 監事   | 満谷 恭享   |
| 書記会計 | 池田 三也   |
|      | 西山 晴男   |
|      | 永石 國治   |
|      | 田山 久臣   |
|      | 林田 忠    |
|      | 中村 徳臣   |
|      | 池田 三也   |
| 理事   | 梅木 博光   |
|      | 下内 進    |
|      | 愛瀬 寿英   |
|      | 善 敏之    |
|      | 井上 義徳   |
|      | 山口 和幸   |
|      | 平野 勇一   |
|      | 猿渡 忠文   |

## 第65回 球磨郡民体育祭

第65回球磨郡民体育祭が5月20日のゲートボール大会から始まり、5月31日にはソフトテニス個人戦、6月6日にはグラウンド・ゴルフが行われました。選手への応援をよろしくお願いします。

| 種目       | 日時（開会式時間）         | 会場                    |
|----------|-------------------|-----------------------|
| 軟式野球     | 7月4日（土）午前8時30分    | 多良木町多目的総合グラウンド        |
|          | 7月5日（日）午前9時       | 上総合運動公園野球場            |
| ソフトボール   | 7月4日（土）午前9時       | あさぎり町免田総合体育センター       |
|          | 7月5日（日）午前10時      |                       |
| 相撲       | 7月4日（土）午後1時30分    | 深田高山運動公園相撲場           |
| クレー射撃    | 7月4日（土）午前9時       | 上球磨射撃場（黒肥地）           |
|          | 7月5日（日）午前9時       |                       |
| ソフトテニス   | 7月5日（日）午前8時30分    | 村山公園テニスコート（人吉市）       |
| 卓球       | 7月5日（日）午前8時30分    | 錦中学校体育館               |
| バドミントン   | 7月5日（日）午前8時30分    | 深田高山運動公園体育館           |
|          | 7月12日（日）午前9時（個人戦） |                       |
| バレーボール   | 7月5日（日）午前9時       | 相良村総合体育館              |
| バスケットボール | 7月5日（日）午前8時30分    | 多良木町民体育館              |
| サッカー     | 7月5日（日）午前9時       | あさぎり町森園カントリーパーク       |
| 柔道       | 7月5日（日）午前9時       | 上総合運動公園武道館            |
| 剣道       | 7月5日（日）午前9時       | 山江村体育館                |
| 弓道       | 7月5日（日）午前8時30分    | 多良木町弓道場               |
| 銃剣道      | 7月5日（日）午前9時30分    | 湯前小学校体育館              |
| アーチェリー   | 7月5日（日）午前10時      | 湯前町民グラウンド             |
| テニス      | 7月5日（日）午前8時30分    | 深田高山運動公園テニスコート（開・閉会式） |
|          | 予備日12日（日）         | 多良木町八日原運動公園テニスコート     |
| ボウリング    | 7月5日（日）午前9時30分    | 人吉スターレーン              |
| 四半的弓道    | 7月5日（日）午前9時       | あさぎり町もみじ館             |
| ゴルフ      | 7月11日（土）午前7時30分   | チェリーゴルフ人吉コース（相良村）     |
| 水泳       | 7月12日（日）午前9時      | 湯前町B & G 海洋センター       |
| 空手道      | 7月12日（日）午前9時      | 水上村民体育館               |
| 陸上競技     | 7月19日（日）午前8時30分   | 多良木町多目的総合グラウンド        |

お問い合わせ 教育振興課 電話：42-1267

## 浄化槽設置費用の一部を助成します

河川の水質汚濁防止、住みよい環境づくり、きれいな町づくりを目的に浄化槽設置に関する費用の一部を助成します。また、合併処理浄化槽設置に伴い、既設の単独処理浄化槽の撤去が必要になった場合には、その費用についても一部助成の対象となります。

浄化槽の設置を希望される人は下水道係窓口、または多良木町ホームページから申請をダウンロードし、提出してください。

また、人槽緩和の適用により下記の条件をすべて満たす場合には7人槽を5人槽に変更できます。詳しくはお問い合わせください。

### 【補助の条件】

・平成28年3月末までに設置を完了できる人 ・下水道整備対象区域でないこと（区域については環境整備課までおたずねください）。ただし、奥野地区と槻木地区は全地区対象。 ・町税などの滞納がないこと。 ・リン、または窒素除去能力を持つ高度処理型の浄化槽を設置すること。

その他、諸条件がありますので、事前にお問い合わせください。

| 合併処理浄化槽を設置する場合 |          | 既設の単独処理浄化槽を撤去して設置する場合 |          | 人槽緩和の適用条件<br>(※適用を受けるには、別途申請が必要となります) |                   |
|----------------|----------|-----------------------|----------|---------------------------------------|-------------------|
| 人槽区分           | 補助金額     | 人槽区分                  | 補助金額     | 住宅の延べ面積                               | 200㎡以下            |
| 5人槽            | 502,000円 | 5人槽                   | 562,000円 | 台所および浴槽の数                             | 台所：1ヵ所以下 浴槽：1ヵ所以下 |
| 6～7人槽          | 541,000円 | 6～7人槽                 | 601,000円 | 居住人員                                  | 現在：5人以下 将来：5人以下   |
| 8～10人槽         | 636,000円 | 8～10人槽                | 696,000円 | 使用水量見込み                               | 1,000ℓ/戸・日以下      |

## 増改築工事費用の一部を助成します

町民の生活環境の向上、町内産業の活性化および雇用の創出を目的に、住宅の増改築工事費用の一部を助成します。

希望する人は、環境整備課下水道係窓口、または町ホームページから申請書をお取り寄せになって提出していただきますようお願いいたします。

### 【補助の条件】

補助対象者の持ち家で、住むことを目的として多良木町内にある住宅や店舗、およびこれに付属する施設。集合住宅の場合は、占有部分のみ。または、併用住宅の場合は、自分の居住部分が対象で工事経費が10万円以上で、下記の(1)から(6)の工事を対象とします。

(1) 住宅などの修繕、補修、改築、増築のための工事 (2) 壁紙の張替え、屋根、外壁の塗り替えなど住宅の模様替えのための工事など

(3) 住宅などに付属し、かつ補助事業者などの所有する土地における自家用駐車場の設置、修繕、または補修のための工事

(4) 住宅への防犯用設備もしくはフェンスの設置など防犯機能の付加または強化のための工事

(5) 太陽光発電などのCO2削減につながる工事 (6) 下水道接続に関する工事

※(6) 下水道接続に関する工事に限り、次の場合にも補助の対象とします。また、過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがあった場合にも、再度補助金を受けることが出来ます。

①店舗、事務所または賃貸住宅の下水道への接続 ②町内外と問わず、多良木町下水道排水設備指定工事店の登録を行っている事業所を利用する場合 ③工事経費が10万円に満たない場合 ④過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがある場合(ただし、過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがある場合には、下水道接続工事に係る部分のみを対象とします。)

### 【補助金の額】

1 補助対象工事が(1)から(5)の場合：補助対象工事費の20%（千円未満切捨て）。ただし補助上限額20万円

2 補助対象工事が(6)の場合：下記表のとおり

| 補助金<br>交付実績 | 排水設備<br>指定工務店 | 対 象 工 事 費  | 補 助 金 額  |
|-------------|---------------|--|--|
| なし          | 町内            | トイレなどからの下水を排除するための排水設備の新設、改造などにかかる費用。また、住宅リフォーム補助金の対象となる工事を同時に行う場合には、その対象工事費を合計した額 | ①補助金の額は、補助対象工事に要する経費の20%に相当する額。<br>20万円を超えるときは、20万円とする。または、補助金算定額が4万円未満の場合には、4万円 |
|             | 町外            |  | 4万円  |
| あり          | 町内            | トイレなどからの下水を排除するための排水設備の新設、改造などにかかる費用   | 上記①と同額   |
|             | 町外            |  | 4万円  |

【お問い合わせ】 環境整備課 電話：42-1259

## 平成26年度中山間地域等直接支払制度実施状況の公表

平成12年度より農地の維持・保全を目的とした中山間地域等直接支払制度が多良木町でも実施され、平成22年度からは第3期目として実施されています。

集落協定などを結ばれた皆さん、協定書に従い積極的に活動を行いましょ。

※平成26年度の取り組みを次のとおり公表します。

| 番号 | 集落         | 田                   |            | 畑                   |           | 交付金額<br>合計(円) | 農業生産活動<br>等として取り<br>組むべき事項 | 農業生産活動<br>等の体制整備<br>として取り組<br>むべき事項 |
|----|------------|---------------------|------------|---------------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------------------------------|
|    |            | 面積(m <sup>2</sup> ) | 金額(円)      | 面積(m <sup>2</sup> ) | 金額(円)     |               |                            |                                     |
| 1  | 多良木1区の1    | 475,406             | 3,810,853  | 0                   | 0         | 3,810,853     | 10割                        | 適                                   |
| 2  | 多良木1区の2    | 438,941             | 3,511,528  | 0                   | 0         | 3,511,528     | 10割                        | 適                                   |
| 3  | 多良木2区の1    | 587,081             | 4,699,144  | 0                   | 0         | 4,699,144     | 10割                        | 適                                   |
| 4  | 多良木2区の2    | 478,082             | 3,824,656  | 0                   | 0         | 3,824,656     | 10割                        | 適                                   |
| 5  | 迫田・新村      | 196,478             | 1,571,824  | 0                   | 0         | 1,571,824     | 10割                        | 適                                   |
| 6  | 多良木8区の1    | 142,311             | 1,138,488  | 0                   | 0         | 1,138,488     | 10割                        | 適                                   |
| 7  | 多良木10区の1   | 64,418              | 515,344    | 0                   | 0         | 515,344       | 10割                        | 適                                   |
| 8  | 多良木10区の2   | 159,812             | 2,272,268  | 35,124              | 315,405   | 2,587,673     | 10割                        | 適                                   |
| 9  | 多良木11区の1   | 17,864              | 375,144    | 0                   | 0         | 375,144       | 10割                        | 適                                   |
| 10 | 多良木11区の2   | 98,958              | 2,027,145  | 0                   | 0         | 2,027,145     | 10割                        | 適                                   |
| 11 | 大久保中山間地域   | 157,043             | 2,611,243  | 4,071               | 14,248    | 2,625,491     | 10割                        | 適                                   |
| 12 | 黒肥地5区      | 517,297             | 5,316,943  | 28,384              | 99,344    | 5,416,287     | 10割                        | 適                                   |
| 13 | 黒肥地6区      | 240,602             | 2,991,401  | 76,625              | 466,731   | 3,458,132     | 10割                        | 適                                   |
| 14 | 黒肥地6区八城迫   | 0                   | 0          | 74,837              | 261,929   | 261,929       | 10割                        | 適                                   |
| 15 | 黒肥地6区中広木原  | 0                   | 0          | 187,116             | 2,151,834 | 2,151,834     | 10割                        | 適                                   |
| 16 | 黒肥地7区      | 71,811              | 671,156    | 0                   | 0         | 671,156       | 10割                        | 適                                   |
| 17 | 黒肥地8区      | 342,574             | 4,565,818  | 19,763              | 69,170    | 4,634,988     | 10割                        | 適                                   |
| 18 | 黒肥地東9区     | 325,234             | 3,718,351  | 0                   | 0         | 3,718,351     | 10割                        | 適                                   |
| 19 | 黒肥地西9区     | 223,988             | 2,233,761  | 34,407              | 120,424   | 2,354,185     | 10割                        | 適                                   |
| 20 | 黒肥地10区     | 413,919             | 8,080,519  | 2,092               | 7,322     | 8,087,841     | 10割                        | 適                                   |
| 21 | 久米1区       | 388,612             | 3,460,091  | 0                   | 0         | 3,460,091     | 10割                        | 適                                   |
| 22 | 久米2区       | 454,488             | 4,171,725  | 0                   | 0         | 4,171,725     | 10割                        | 適                                   |
| 23 | 久米3区       | 510,005             | 4,088,360  | 0                   | 0         | 4,088,360     | 10割                        | 適                                   |
| 24 | 久米4区       | 444,572             | 3,556,576  | 0                   | 0         | 3,556,576     | 10割                        | 適                                   |
| 25 | 久米5区(今村)   | 235,880             | 1,887,040  | 0                   | 0         | 1,887,040     | 10割                        | 適                                   |
| 26 | 久米6区       | 541,081             | 4,328,648  | 0                   | 0         | 4,328,648     | 10割                        | 適                                   |
| 27 | 久米7区       | 387,195             | 3,413,005  | 0                   | 0         | 3,413,005     | 10割                        | 適                                   |
| 28 | 久米8区       | 299,020             | 2,614,759  | 0                   | 0         | 2,614,759     | 10割                        | 適                                   |
| 29 | 久米9区       | 255,098             | 2,040,784  | 0                   | 0         | 2,040,784     | 10割                        | 適                                   |
| 30 | 槻木11区クズノ久保 | 0                   | 0          | 110,200             | 1,267,300 | 1,267,300     | 10割                        | 適                                   |
| 合計 |            | 8,467,770           | 83,496,574 | 572,619             | 4,773,707 | 88,270,281    |                            |                                     |

### 中山間地域等直接支払制度の概要

中山間地域(山間部や、平地と山間地の間地域)の農業・農村は流域の上流部に位置することから、水源かん養機能、洪水防止機能などの多面的機能を有しており、これによって、下流域の都市住民を含む国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域では高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、耕作放棄の増加などにより、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するために、直接支払制度が実施されています。

**お問い合わせ 農林課 電話：42-1252**

# 軽自動車税の税率変更のお知らせ

## 改正の内容

二輪車等の税率引き上げの延期

平成27年度分から適用することとされている原動機付自転車および二輪車などに係る税率について、適用開始が1年延期され、平成28年度分から適用されます。

| 車種区分           |                    | 現行税率<br>平成27年度まで | 新税率<br>平成28年度から |             |         |
|----------------|--------------------|------------------|-----------------|-------------|---------|
| 原動機付自転車        |                    |                  |                 | 1年延期        |         |
|                | 50cc以下             | 1,000円           | 2,000円          |             |         |
|                | 50cc超90cc以下        | 1,200円           | 2,000円          |             |         |
|                | 90cc超125cc以下       | 1,600円           | 2,400円          |             |         |
|                | ミニカー               | 2,500円           | 3,700円          | 28年度から<br>※ |         |
| 軽自動車および小型特殊自動車 |                    |                  |                 |             |         |
|                | 軽二輪(125cc超250cc以下) | 2,400円           | 3,600円          |             |         |
|                | 三輪                 | 3,100円           | 3,900円          |             |         |
|                | 四輪以上               |                  |                 | 28年度から<br>※ |         |
|                | 乗用                 | 営業用              | 5,500円          |             | 6,900円  |
|                |                    | 自家用              | 7,200円          |             | 10,800円 |
|                | 貨物用                | 営業用              | 3,000円          |             | 3,800円  |
|                |                    | 自家用              | 4,000円          | 5,000円      |         |
| 小型特殊自動車        |                    |                  |                 | 1年延期        |         |
|                | 農耕作業用のもの           | 1,600円           | 2,400円          |             |         |
|                | その他                | 4,700円           | 5,900円          |             |         |
|                | 二輪の小型自動車(250cc超)   | 4,000円           | 6,000円          |             |         |

(※) 平成27年4月1日以降、新車取得分から新税率となります。

このことにより、すべての軽自動車税が平成28年度から新税率に変更になります。ただし、平成27年3月31日以前に取得された四輪以上および三輪の軽自動車は現行税率のままとなり、変更はありません。

また、四輪以上および三輪の軽自動車(電気軽自動車などを除く)が新車として新規登録されてから13年を経過した車は新税率の約20%の増税(重課)となります。

軽四輪車等のグリーン化特例(軽課)の導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上および三輪の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分(平成28年度分)の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)が適用されます。

| 車種区分 | 標準税率 | 軽課  |   |                   |        |        |
|------|------|---|---|-------------------|--------|--------|
|      |      | 25%軽減   | 50%軽減   | 75%軽減             |        |        |
| 軽自動車 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用は平成32年度燃費基準達成車</li> <li>貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用は平成32年度燃費基準+20%達成車</li> <li>貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成車</li> </ul> | 電気軽自動車および天然ガス軽自動車 |        |        |
|      | 三輪   | 3,900円  | 3,000円  | 2,000円            | 1,000円 |        |
| 四輪以上 | 乗用   | 営業用   | 6,900円  | 5,200円            | 3,500円 | 1,800円 |
|      |      | 自家用   | 10,800円   | 8,100円            | 5,400円 | 2,700円 |
|      | 貨物用  | 営業用   | 3,800円  | 2,900円            | 1,900円 | 1,000円 |
|      |      | 自家用   | 5,000円  | 3,800円            | 2,500円 | 1,300円 |

【お問い合わせ】 税務課 電話：42-1254



**「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や**

**「子育て世帯臨時特例給付金」の**

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**

**にご注意ください。**

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため 「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」 に関して  
「子育て世帯臨時特例給付金」

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。



## 食育ってなに？

～毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です～



生きるうえででの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

### 「食」をめぐる様々な問題 気になりませんか？

- ① 「食」を大切にしている心の欠如
  - ② 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
  - ③ 肥満や生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加
  - ④ 過度の痩身思考
  - ⑤ 「食」安全上の問題の発生
  - ⑥ 「食」の海外への依存
  - ⑦ 伝統ある食文化の喪失
- （内閣府 政策統括官HPより）
- このような中で、食生活の改善の面からも「食」の安全確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。
- 人格形成期にある子どもの食育は重

要ですが、生涯にわたるライフステージに応じた食育とともに、食育の主役は皆さん一人一人です。



### 健康は 日々の食事の 積み重ね

各団体・地域などで  
食育推進のための取組が  
行われています

- ・ 家庭や学校、保育所などにおける食育
- ・ 地域における食生活改善の取り組み
- ・ 生産者と消費者との交流促進
- ・ 食文化継承のための活動支援

など

### 活動を続けて20年

多良木町では、平成7年に地域の食生活の改善を推進する「多良木町食生活改善推進員協議会」が発足しました。（現在会員数27人）

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域や学校、町の健康診断や料理教室などで、食生活の改善や食文化の継承など、食を通して健康づくりのボランティアとして活動されています。



高血圧食の事前演習の様子

【お問い合わせ】 保健センター 電話：42-1100

# 国民年金インフォメーション

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、※納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、国民年金窓口または、八代年金事務所へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

## 国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成27年度の免除などの受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人などは、一度、国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

## 【お問い合わせ先】

多良木町役場 健康・保険課 保険年金係 電話：42-1255

八代年金事務所 電話：0965-35-6123

## 6月は「心のきずなを深める月間」

熊本県教育委員会では、毎年6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」と定め、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高め、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進しています。

学校・家庭・地域でできること考え、みんなでいじめをなくし、明るい社会をつくりましょう！

- 家族の触れ合いの中で子どもが自分の思いを出せる機会を持てるようにしましょう
- 子ども自身の自尊感情や自己有用感を高めるような日常の言葉かけを行いましょ
- 家族そろって地域活動に参加しましょう
- 地域の活動の中に、子どもが協力しながら主体的に取り組む場をつくりましょう
- 「あいあいスポーツクラブたらぎ」に加入し、地域の方々との交流を推進しましょう

<平成27年度多良木町教育委員会の取組>

今年度は、図書室に「心のきずなを深める月間」のテーマに沿った コーナーを設置します。

是非、お立ち寄りいただき、関係図書を読んでください。

## 教科書展示会のご案内

小学校では平成27年度、中学校では平成24年度から使用する教科書が採択されており、

教育委員会では、現在使用されている教科書だけでなく、他の教科書も展示することで、保護者や地域の方々のご意見をお聞きし、今後の教科書採択の参考にさせていただきたいと思ひます。

つきましては、下記により「教科書展示会」が開催されますので、閲覧をいただき、ご意見をお寄せください。

多数の方々のご来場をお待ちしております。

記

- 1 展示期間 平成27年6月19日(金)～平成27年7月2日(木)
- 2 展示会場 多良木町多目的研修センターロビー
- 3 閲覧時間 午前9時～午後5時

## 多良木町中央公民館 図書室からのお知らせ

『くまさんおはなし会』

日時：6月21日(日)

午前10時～11時

場所：多良木町多目的研修センター

中会議室

内容：読み聞かせ他



## 多良木町就学援助費について

4月の広報でお知らせしたところですが、再度お知らせします。

この制度は、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的としています。

対象者は、多良木町に住所を有し、多良木町立の小学校、中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、本人の申請書及び学校長の意見並びに民生児童委員の意見、同居家族の所得状況を参考にしながら教育委員会が認定の可否を決定します。

なお、前年の所得の状況により認定費目を決定します。

《認定基準》

次の項目のいずれかに該当する場合、認定の対象となります。

- 1 生活保護が廃止又は停止になった。
- 2 町民税が課税されていない。
- 3 町民税の減免を受けている。
- 4 事業税の減免を受けている。
- 5 固定資産税の減免を受けている。
- 6 国民年金の掛金の減免を受けている。
- 7 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。
- 8 児童扶養手当の支給を受けている。
- 9 世帯更生貸付補助金による貸付を受けている。
- 10 保護者が、職業安定所登録日雇労働者である。
- 11 保護者の職業が不安定で生活が困難である。
- 12 経済的理由により欠席日数が多い。

《援助費目》

- ①学用品費
- ②新入学用品費
- ③学校給食費
- ④修学旅行費

《申請方法》

申請用紙は、各学校に備え付けてありますので、在籍する学校に申し出てください。

**【問い合わせ先】** 詳しいことがお知りになりたい方は、  
教育委員会 教育振興課 学校教育係 42-1266 (直通)  
までお問い合わせください。

## ごあいさつ

多良木町の皆さまこんにちは。集落支援員の上治です。槻木の皆さんとコミュニケーションをとりながら、地区の維持・活性化に向けて福祉による地域づくりや槻木の魅力発信などできるよう、町と取り組んでいきます。



## 活動報告（平成 27 年 4 月中旬～下旬）

### 「槻木アンテナショップ」

4 月 18 日、福岡市博多吉塚商店街にて槻木アンテナショップを行いました。今年度より店舗の場所が変わりました。商品は、たけのこ、わらび、せりなど春の山菜が多く並びました。たけのこはすぐに売り切れしました。4 人のお客さまから商品の予約を頂きました。



### 「旧下槻木小に石碑」

4 月 11 日、旧下槻木小にて徳永康起先生を顕彰する石碑の除幕式がありました。先生は昭和 8 年に最初の赴任地として下槻木分校で勤務されました。昭和 40 年、槻木に再訪問された時の思い出を個人誌に「斯くの如き山間部には、一人学級と雖も学校を維持すべし」と記されたそうです。昨年春の槻木小再開校が、建立のきっかけとなり、全国から集まった教え子の皆さんと下槻木の皆さんと交流することができました。



### 「御大師さん祭りに出店」

5 月 9 日、御大師さん祭りにて槻木アンテナショップを行いました。役員の人から賑わせの 1 つとして出店を依頼されたことがきっかけでした。小林市須木からも商品を預り販売しました。昨年度の槻木小学校の取り組みの紹介や、5 月 15 日に予定している自由参観日の告知も行いました。児童は販売活動を通じて、足し引き算をがんばりました。



## 槻木あっ！チラッこちら ～このコーナーは、槻木のあちこちを紹介致します～

### 「ハートの葉っぱ」

ご覧下さい、その名の通りの葉です。草とりをしていた人が娘にプレゼントして下さいました。草がのびて大変な時期ですが、ちょっと角度をかえて見るといろいろな形が見えて、楽しくなりませんか。



## 6 月下旬からの主なスケジュール

6 月 23 日 ますますがんばろう会（遠隔操作の健康相談も兼ねる）

6 月 27 日 吉塚商店街

## 集落支援員とは？

総務省が平成 20 年から進めている事業で、多良木町では「町内における人口減少および高齢化が著しい地域において、町外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進し、過疎地域などへの定住や産業振興など集落対策に従事する人」を集落支援員としています。

# 「思い込み」ありませんか？



## いろんな立場で考えてみよう！

私たちの生活の様々な場面には、当たり前だと思っていたことが性差別や偏見につながっていることがあります。

女性や男性、子どもなどちょっと立場を変えて考えてみましょう。みなさんがより自分らしく生きやすい社会になるヒントがあるはずです。



### ひとくちメモ

男女共同参画というと「男らしさや女らしさをなくしてしまうこと？」「鯉のぼりやひな祭りを否定するもの？」といった声が聞かれます。

男女共同参画は性別の中性化をめざしたり、伝統文化を否定するものではありません。



私たちのめざす男女共同参画社会の姿とは異なります

**“地域力×女性力＝無限大の未来”** (平成27年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)

6月23日から29日までは男女共同参画週間です！

| 日   | 月                | 火                                   | 水  | 木                           | 金              | 土  |
|---|------------------|-------------------------------------|----|-----------------------------|----------------|----|
|  |                  |                                     | 1  | 2<br>保 1歳2カ月児育児相談<br>6カ月児健診 | 3              | 4  |
| 5<br>町内リサイクル<br>・久米公民館<br>・武道館  | 6                | 7<br>保 3歳育児相談<br>えびすの湯休館日<br>図書館休館日 | 8  | 9<br>保 あすなろ会                | 10             | 11 |
| 12  | 13               | 14<br>保 3カ月児健診<br>図書館休館日            | 15 | 16                          | 17             | 18 |
| 19<br>町内リサイクル<br>・赤坂・里の城<br>・黒肥地公民館   | 20 海の日<br>図書館休館日 | 21<br>図書館休館日                        | 22 | 23<br>保 4歳児健診<br>保 あすなろ会    | 24<br>保 男性料理教室 | 25 |
| 26  | 27               | 28<br>図書館休館日                        | 29 | 30<br>保 1歳児歯科検診<br>1歳6カ月児健診 | 31             |    |

| 期 日    | 休日在宅医【7月分】         | 電 話     | 休日当番医薬局【7月分】   |                           |
|--------|--------------------|---------|--|---------------------------|
| 5日(日)  | 渡辺医院 多良木町          | 42-2541 | ・多良木いちご薬局(42-6888)<br>・山口薬局(42-2123)<br>・くま薬局(35-1300) | 清風薬局サンロード免田店<br>(49-9600) |
|        | ほづみ皮膚科医院 錦町        | 26-5300 |  |                           |
|        | 公立多良木病院小児科 多良木町    | 42-2560 |  |                           |
| 12日(日) | 横山医院 多良木町          | 42-2132 | ・エスエス堂きりん本町薬局(45-6330)                                 |                           |
|        | 小川整形外科医院 錦町        | 38-3455 |  |                           |
|        | やまむら医院 あさぎり町       | 45-0005 |  |                           |
| 19日(日) | 仁田畑クリニック 多良木町      | 42-1123 | ・ひご薬局多良木店(49-1011)<br>・百太郎薬局(28-8123)                  |                           |
|        | 脳神経外科小林クリニック 錦町    | 38-5670 |  |                           |
|        | 人吉医療センター小児科 人吉市    | 22-2191 |  |                           |
| 20日(月) | 井口医院 多良木町          | 42-5570 | ・たらぎ調剤薬局(43-0221)<br>・くるみ薬局(49-9630)                   |                           |
|        | たかの眼科 あさぎり町        | 47-2550 |  |                           |
|        | たかはし小児科内科医院 人吉市    | 24-2222 |  |                           |
| 26日(日) | 東病院 あさぎり町          | 45-5711 | ・岡原けんこう堂薬局(45-6023)<br>・きりん薬局岡原店(45-1280)              |                           |
|        | 増田耳鼻咽喉科クリニック あさぎり町 | 45-8001 |  |                           |
|        | 増田クリニック小児科 人吉市     | 22-3570 |  |                           |

**多良木町から出たゴミの量(5月分)です!!**

多良木町の人吉球磨クリーン

プラザへのゴミ搬入状況

|                            | 可燃ゴミ      | 不燃ゴミ     |
|----------------------------|-----------|----------|
| 平成27年5月分                   | 144,970kg | 9,040kg  |
| 平成27年度累計(H27.4月~H27.5月)(A) | 292,390kg | 17,080kg |
| 前年度の5月までの累計(B)             | 283,570kg | 20,330kg |
| (A)-(B)                    | 8,820kg   | △3,250kg |

今後とも、ゴミの分別・リサイクルの推進にご協力をお願いします。

**「1・1・100運動」にご協力を!**

— 1日・1家庭・100グラムのゴミ減量 —

**町長交際費の支出状況(H27.5.1~5.31)**

| No. | 件名                 | 金額      | 支払先         |
|-----|--------------------|---------|-------------|
| 1   | 研修先御礼焼酎代           | 15,600円 | (有) 那須酒造場   |
| 2   | 第2回九州名草展町長賞(メロン)   | 3,000円  | 多良木町物産館利用組合 |
| 3   | 研修先御礼焼酎代           | 13,968円 | 西間庭酒店       |
| 4   | 東海、京都熊本県人会総会時特産品提供 | 16,224円 | 有限会社 みなみ    |
| 5   | グラウンドゴルフ郡体団結式時御樽   | 2,700円  | 田村酒店        |
| 6   | 町長用名刺              | 2,700円  | (有) 三協印刷    |
| 7   | 湯前町八勝寺阿弥陀堂落成式御樽    | 3,823円  | 房の露(株)      |
| 8   | 総務課職員逝去時生花代        | 15,000円 | 岩奥生花店       |

## 台風時の停電に 備えましょう

### 【停電への備え】

- ・強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめしっかりと固定しましょう。
- ・ふだんから分電盤の位置を確認しておきましょう。

### 停電時に必要なもの (例)

- 携帯ラジオ □ 懐中電灯
- 飲料水 □ 乾電池
- 携帯電話の充電器(電池式)
- ため水 (生活用水)

### 【台風時停電情報をチェック】

台風による停電時には電話がつながりにくくなる場合があります。台風などの非常災害時の停電情報は次のホームページで確認することができます。

・携帯版ホームページ

<http://kyuden.jp>

・パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

## コイヘルペスウイルス病の まん延防止について

コイヘルペスウイルス病は、発症すると死亡率が非常に高い病気です。この病気は感染したコイとの接触や育成する水を介して感染するとされており、水温22～27度で死亡率が最大になるといわれています。コイヘルペスウイルス病の拡大を防止するため、皆さまのご協力をお願いいたします。

・川や湖、釣堀などで釣ったコイをほかの川や湖、池などに放すことは絶対にやめましょう。

・飼っているコイや死んだコイを川や湖、池などに放したり捨てたりすることはやめましょう。

### 【お問い合わせ】

熊本県農林水産部 環境養殖班

電話：096-3333-2455

## 多良木町合併60周年記念20%プレミアム付き 地域消費喚起商品券を販売します！

【販売開始】 平成27年7月5日(日)

※7月6日以降は月曜日から金曜日までの祝日を除く業務日。  
売り切れ次第終了。

【販売時間】 午前9時から午後5時まで

【販売場所】 多良木町商工会館

【販売額】 1億円(10,000セット)

【購入限度額】 1世帯5万円(5セット)まで

1セット12,000円分の商品券を10,000円(6,000円分の商品券を5,000円でも販売できます)で販売します。有効期限は平成27年11月30日まで。有効期限後は、無効となりますので期限内にご利用ください。

商品券は町内の商工会員の店でご利用いただけます。

※多くの人にご購入いただくために、他人名義での不正な購入は固くお断りします。

お問い合わせ 多良木町商工会 42-2525

# Information

## 知的障がい者 巡回相談のおしらせ

### 【日程】

平成27年7月28日（火）

### 【場所】

球磨地域振興局

### 【実施内容】

- ・療育手帳の新規判定・再判定
- ・知的障がい者に関する総合的な相談（いずれも18歳以上）

### 【申込方法】

6月24日（水）までに町民福祉課福祉係までご連絡ください。

### 【留意事項】

- ・知的障がい児の巡回相談については今回の巡回相談には含まれません。

・面接時間の指定はできません。

### 【お問い合わせ】

多良木町役場町民福祉課

電話：42・1256

## 毒物劇物取扱者試験の おしらせ

### 【日時】

平成27年8月4日（火）  
午前10時から正午まで

### 【場所】

東海大学付属熊本星翔高等学校

【試験の種類】 試験は次の種類に分けて実施し、受験者はそのうち1種類を選択する。

- ① 一般毒物劇物取扱者試験
- ② 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ③ 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 【受験手続など】

受験願書は人吉保健所で配布するほか、熊本県ホームページからもダウンロードできます。

### 【受付期間】

平成27年6月8日（月）から6月19日（金）まで。郵送の場合、当日消印有効。

### 【その他】

試験方法や範囲など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ・申し込み】  
人吉保健所  
電話：22・3107

## 第1回・第2回消防設備士 試験のおしらせ

消防法の規定に基づき、次のとおり実施されます。

試験日・願書受付期間など

| 試験種類 | 試験日                  | 願書受付期間                           | 試験地 |
|------|----------------------|----------------------------------|-----|
| 甲種全類 | 第1回<br>平成27年9月6日（日）  | 平成27年7月21日（火）<br>書面申請<br>～30日（木） | 熊本市 |
|      | 第2回<br>平成27年9月13日（日） | 平成27年7月18日（土）<br>電子申請<br>～27日（月） |     |
| 乙種全類 |                      |                                  |     |

【願書などの配置場所】

受験願書・試験案内などは消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局・県下消防本部および熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に7月1日（水）以降に配置します。

詳しくは試験案内をご覧ください。

### 【お問い合わせ】

（一財）消防試験研究センター  
熊本県支部  
電話：096・364・5005

**熊本県水とみどりの森づくり税**  
平成27年度から第3期(5年間)がスタートします！

熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」（年間個人500円、法人千円～4万円）を活用し、水を蓄え、災害を防止するなどの森林の公益的機能の向上を図り、森林を元気な姿にするための取組を展開しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

熊本県水とみどりの森づくり税 検索

あなたの  
五百円が、  
森を守って  
いるモン♪



お問い合わせ先

熊本県農林水産政策課  
TEL.096-333-2422

©2010 熊本県 くまモン

## 心配ごと・

### 無料法律相談会を開催

人吉球磨地域にお住まいのすべての人を対象とした弁護士、司法書士による相談会が開催されます。多良木町では次の日程で開催します。

借金問題・相続・土地家屋などでお悩みの方はぜひ、ご相談ください。

#### 【日時】

平成27年7月16日（木）

午後1時から午後4時

#### 【場所】

多良木町消費者相談窓口

（多目的研修センター1階）

#### 【お問い合わせ】

多良木町消費者相談窓口

電話：42・1268

### たらぎ文化財カルタ

### スタンプラリーを開催

昨年開催したたらぎ文化財カルタスタンプラリーを好評につ

き、ことしも次のとおり開催します。

各スポットでスタンプを応募用紙の指定の欄に押し、縦・横・斜めのビンゴを作りましょう。

ビンゴの数に応じた商品を選択してプレゼントします。

#### 【開催期間】

平成27年7月1日から11月30日

#### 【スタンプ設置場所】

後日、回覧などでお知らせします。

#### 【景品】

○1等（パーフェクト）

1万円相当の特産品 5人

○2等（3ビンゴ）

5千円相当の特産品 10人

○3等（2ビンゴ）

3千円相当の特産品 20人

○4等（1ビンゴ）

千五百円相当の特産品 50人

#### 【応募方法】

スタンプを集めた応募用紙を役場企画観光課へ送るか、ブルー

トレインたらぎ内に設置する回収ボックスへ投函してください。

#### 【応募締切】

平成27年12月28日（月）

消印有効

#### 【お問い合わせ】

企画観光課

電話：42・1257

### 金婚夫婦表彰の

### 申し込みについて

ことしも金婚夫婦表彰を行いますので、対象となるご夫婦においては、7月17日（金）までに健康・保険課へお申し込みください。

申込書は同課に用意しています。また、申し込みは代理の人でも可能ですが、できる限りご本人がお越しください。

#### 【表彰該当者】

昭和40年1月1日から12月31日までの間に結婚し、ことしで

50年になる夫婦。なお、昭和40年に結婚後、再婚された人は該当しません。

また、昭和40年以前に結婚していてもまだ金婚夫婦表彰を受けていない人もお申し込みができます。

#### 【お問い合わせ】

健康・保険課 高齢者支援係

電話：42・1255

### 廃棄物不法投棄防止の

### おねがい

一般社団法人熊本県産業廃棄物協会では、地域の環境保全と景観の改善のため、不法投棄対策事業の一環としてパトロールや廃棄物の撤去作業を毎年行っておりま

す。特に不法投棄された廃棄物の撤去作業については協会の各支部が熊本県および関係市町村などと連携して実施しており多くの現場が改善されています。

## 各課直通電話

|         |         |
|---------|---------|
| 代表      | 42-6111 |
| 総務課 FAX | 42-2293 |
| 企画観光課   | 42-1257 |
| 環境整備課   | 42-1259 |
|         | 42-1266 |
| 教育振興課   | 42-1267 |
| 議会事務局   | 42-1265 |
| 健康・保険課  | 42-1255 |
| 子ども対策課  | 42-1262 |
| 町民福祉課   | 42-1256 |
| 税務課     | 42-1254 |
| 会計室     | 42-1253 |
| 農林課     | 42-1252 |
| 農業委員会   | 42-1251 |
| 保健センター  | 42-1100 |

### 平成 27 年 交通事故の発生状況

( )内は対前年比 【5月末現在】

| 件数  | 熊本県内   | 2,698 | (-481) |
|-----|--------|-------|--------|
| 件数  | 多良木署管内 | 10    | (-6)   |
|     | 多良木町内  | 1     | (-5)   |
|     | 熊本県内   | 30    | (-5)   |
| 死者数 | 多良木署管内 | 0     | (-1)   |
|     | 多良木町内  | 0     | (±0)   |
|     | 熊本県内   | 3,451 | (-607) |
| 傷者数 | 多良木署管内 | 13    | (-5)   |
|     | 多良木町内  | 1     | (-5)   |

### 6月の納税

- ・住民税(普徴) : 1期
- ・固定資産税 : 1期
- ・国民健康保険税 : 2期 の納入月です

### 人口のうごき (6月1日)

人口: 10,211人  
 男性: 4,788人 女性: 5,423人  
 出生 4人 死亡 19人  
 転入 21人 転出 16人  
 世帯数: 3,847世帯



町のホットラインを開設しています  
 電話 42-6111 (内線 202 または 220)

しかし、撤去回収された廃棄物を確認しますと、そのほとんどが家庭で発生する廃棄物です。

廃棄物の不法投棄行為はあってはならないもので、地域の環境を良好な状況で維持していくため一人一人に環境保全の理解と行動が求められます。

国では6月を「環境月間」と定めていますので皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

このたび、第189回国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき戦没者などの遺族に対する特別弔慰金が支給されることになりました。

### 【支給対象者】

平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等

援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(生計関係などの要件によって順番が入れ替わります)

4. 前述1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(1年以上の生計関係を有していた人に限る)

【支給内容】 額面25万円5年償還の記名国債

【請求期間】 平成27年4月1日から平成30年4月1日まで

### 【お問い合わせ・請求窓口】

町民福祉課 福祉係  
 電話: 42-1256

## 多良木町地域赤十字奉仕団 (多良木町地域婦人会) 講習会

婦人会の皆さんに支えられている日本赤十字地域奉仕団ですが、この度、阿蘇市にある日赤の研修施設「アソシエート」で講習会を受講されました。早朝に出発し、午前・午後と救急法について学びました。過去に受講された会員さんは「繰り返し受講することで、いざ」という時に対応できる自信がきます。」と感想を話されました。

地域赤十字奉仕団とは・・・  
昭和23年に「日本赤十字社熊本県支部地域奉仕団」が結成され65



年以上の歴史があります。その当時より婦人会員の皆さんは、災害時の炊出しや避難所での支援活動など実施されています。

## ボランティアポイント 登録者122人が 交換されました

122人が、商工会の商品券や図書カード、えびすの湯入館券と交換されました。

人の役に立ちたいと始めた活動も今では自分自身の楽しみ、生きがいになっていると言われる人が多いボランティア活動。まだ、未登録の皆さん、特技や趣味をボランティア活動に活かしてみませんか。

詳しくはボランティアセンター(42-1112 社協)へお問い合わせください。

## いきいきサロンの情報交換会

町内34カ所で取り組まれているいきいきサロン活動の情報共有化や活動の活性化を目的に、今年度もいきいきサロンリーダーの皆さんに集まっていたいただき、情報交換会を開催しました。こ

としも10地区の代表者から、地域の特徴を生かし工夫されている活動の報告がありました。また多良木中学校より、3年生とサロンの交流事業について協力のお願がありました。ことしで3回目になります。毎年受け入れサロンが増えていきます。次に、今年度から多良木町が取り組まれる『介護予防サポーター養成講座』に先駆けて、(株)ミタカの健康運動指導士より地域における介護予防事業の説明があり、介護状態になることを予防することの大切さや、元気なときからの予防の重要性などを説明されました。



## ご寄付へのお礼

あいあいスポーツクラブ  
たらぎの招致で開催された「第2回新緑の九州名草展」においてチャリティーオークションが行われ、昨年引き続き「葵野草の会」様より益金の一部として22,000円をご寄付いただきました。ありがとうございました。

## 善意の灯

次の方々から社会福祉のためにご寄付をいただきました。皆様

の温かい善意に感謝申し上げます。皆様とともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

(敬称略・受付順)

黒田 将 央(故 三千子)

黒1区

落合 陸 男(故 遠山文字)

黒1区

宮崎 美 智(故 幸晴)

多2区の2

渡邊 ミヲ(故 渡)

久4区

寺岡 早 苗(故 重美)

多7区の2

片山 彬 史(故 勝三)

多2区の2

吉永 定 夫(故 サトリ)

多11区の1

畑尻 京 子(故 那須ツルエ)

多1区の2

河野 喜代子(故 隼人)

久2区

お詫びと訂正

5月号で寄付者の住所を間違えて掲載いたしました。

正しくは、多良木5区の1源島 眞一郎様です。謹んでお詫びを申し上げますとともに、訂正させていただきます。

